

CONTENTS

1. トピックス：第10回大会（高知大会）開催報告
2. 優れた産学官連携事例の紹介（3）
3. 大学的財産戦略の知ったかぶりミニ知識（11）（12）
4. 会告／支部・研究会より／編集後記

発行日 2012年11月19日

発行所 〒182-0026 東京都調布市小島町1-11-6 エンケ102

(株)キャンパスクリエイティブ調布ランチ内

特定非営利活動法人 産学連携学会 事務局

連絡先 Facsimile 042-490-5727 E-mail j-sangaku@j-sip.org

発行者 伊藤正実 編集主幹 伊藤正実

編集 今井貞子 内島典子 中武貞文 永富太一 李 鎔璟

山本佳世子

■ トピックス：第10回大会（高知大会）開催報告

産学連携学会第10回大会実行委員会

実行委員長：高知大学副学長兼国際・地域連携センター長

教授 受田 浩之

副実行委員長：高知大学国際・地域連携センター・副センター長

准教授 石塚 悟史

平成24年6月14、15日に産学連携学会第10回大会が高知県高知市で開催された。本大会の一般発表の件数はオーラル119件、ポスター48件（高知県内の企業等による当日発表28件を含む）であり、これは佐賀市での第9回大会の発表件数の記録を更新して本学会の大会としては過去最高であった。シンポジウムや基調講演、オーガナイズドセッション等を含めると、全部で187件の研究成果の紹介や活動事例の紹介等がなされ、大変盛況であった。

今回の招待講演では、高知県知事の尾崎正直氏に「産学官連携による地域活性化」というテーマでご講話を頂き、課題解決先進県を目指した産学官連携の取り組み等について紹介がなされた。招待講演が行われた後、「土佐が考える地域活性化の方向性」と題したシンポジウムが開かれ、全国の大学や民間企業から445名の参加者があった。シンポジウムのコーディネータは高知大学の受田浩之副学長が務め、尾崎知事や高知県工業会の山本吾一会長、土佐経済同友会の野原強・副代表幹事、伊藤正実・産学連携学会長の4人がマイクを握った。また、コメンテータとして文部科学省の里見朋香・産業連携・地域支援課長、経済産業省の佐藤文一・大学連携推進課長のご発言とご助言を頂いた。高知県のものづくりの歴史と将来を見越した1次産業との連携のあり方、土佐経済同友

進課長、農林水産省の島田和彦・産学連携室長に登壇頂き、会が取りまとめた高知県の10年ビジョン、高知県における産学官連携のプラットフォーム設立の動きや産学官協働の産業人材育成プログラム「土佐まるごとビジネスアカデミー（MBA）」など、地方の産学官連携による長期的な地域振興、地域活性化について熱心な議論が行われた。

今大会で発表された主だったトピックは、地域連携、事業化事例、産学連携プロジェクト、農林水産、産学連携論、知的財産、国際産学連携、人材育成等であり、多岐にわたる。一般発表では、東日本大震災以降の復興支援に関する地域での取り組みや今後復興支援に繋がる産学連携事例、災害対策に関する事例、JST復興支援プログラム等が多く紹介された。震災復興は始まったばかりであり、今後更なる産学官連携による広域的な支援が必要であることを再確認した内容であった。

情報交換会には、203名の参加があった。相良大会長、尾崎知事の挨拶に続き、脇口高知大学長が土佐の日本酒で乾杯の音頭をとった。余興としてよさこい踊りと土佐のお座敷遊びをご紹介した。

多くの方々のご協力により、産学連携学会高知大会が成功裏に終わることができました。ここに感謝の意を表しますと共に、今後ともご支援ご協力をお願い申し上げます。

(うけた・ひろゆき／正会員 高知県)  
(いしずか・さとし／正会員 高知県)



開会挨拶 (伊藤正実 産学連携学会長)



招待講演 (尾崎正直 高知県知事)



シンポジウム



招待講演・シンポジウム会場 (高知県立県民文化ホール)

○産学連携学会第10回大会では、オーラル発表が4会場で行われた。各会場では、分類セッション毎に3～6件の発表が行われた。

A会場

地域連携1、地域連携2、オーガナイズドセッション産学連携を科学する、人材育成2、農林水産2、オーガナイズドセッション土佐の食品産業を担う中核人材育成、オーガナイズドセッション産学連携学の研究方法と論文投稿(学術委員会チュートリアルセッション)

B会場

人材育成1、事業化事例1、事業化事例2、地域連携3、農林水産1、JSTセッション、医工連携、リエゾン

C会場

産学連携論1、学金連携、産学連携プロジェクト1、産学連携プロジェクト2、知的財産2、知的財産3、産学連携システム1、産学連携システム2

D会場



オーラルセッション会場 (写真はC会場)



ポスターセッション会場

## 優れた産学官連携事例の紹介（3）

### 出雲土建株式会社と島根大学の産学連携事例 ～省エネ住宅を実現する調湿木炭「炭八」の開発～

北村 寿宏（島根大学）

出雲土建株式会社は、島根県出雲市に本社を置き、1980年に設立された、資本金8,450万円、従業員数73名の規模の会社である。建築、土木、緑化等に関わる工事、建築関連副産物のリサイクルを主な事業としている。

出雲土建(株)は、島根大学と共同研究を実施し、建築系廃木材を原料に調湿性能の高い木炭を製造する技術を開発し実用化に成功した。事業の概略を図1に示す。

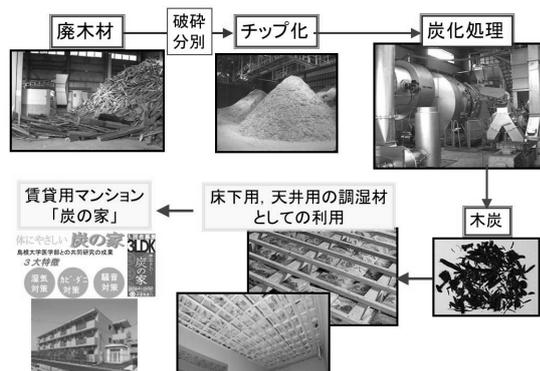


図1 調湿用木炭の製造とその利用

先ず住宅床下用、続いて室内用の調湿木炭の開発を行い、さらには調湿木炭を用いた賃貸用マンションの開発を行った。産学連携のきっかけは、出雲土建(株)の社長の石飛裕司氏が、公共事業に頼らない新規事業の立ち上げが会社として急務と感じており、新規事業として床下調湿木炭に着目し、その開発を地元の島根大学と一緒にしようと考えたことである。

石飛氏から当時（2001年）の島根大学地域共同研究センターに相談が寄せられ、木炭の製造の研究を進めていた私が対応した。先ず、出雲土建(株)にとって、木炭の製造が始めるのこともあり、調湿性能に優れた木炭の製造技術を確認し、製品である木炭の調湿性能を明確にするところから始めた。その後、調湿性能の優れた木炭が製造できるようになると、実際の住居で調湿木炭を使用したときの効果を定量的に評価する必要が生じ、島根大学の建築系の教員と新たな共同研究に発展した。さらに、モニターを募集して住宅の床下に調湿木炭を敷設しアンケート調査を行ったところ、アトピー性皮膚炎や小児喘息などが軽減されると言う回答が寄せられ、この効果について外部の専門家や島根大学医学部の教員との共同研究が実施された。床下に木炭を敷設することにより、居住空間のカビやダニが減少し、その結果としてアトピー性皮

膚炎や小児喘息などの症状が軽減されることが明らかになった。

このような結果を得て、室内に用いる調湿木炭の開発を進め成功した。天井裏や壁などに調湿木炭を敷設することで室内の調湿効果を十分に発揮でき、カビやダニの減少、アトピー性皮膚炎や小児喘息などの症状の軽減等を実現できる「炭の家」（賃貸用マンション）の提案につながった。

新規事業としては、調湿用木炭（床下用、室内用）「炭八」の製造・販売だけでなく、賃貸用マンション「炭の家」の建設の受注という自社の本業に結びつけることができ、公共事業の減少を補完できる事業に成長しつつある。

最近では、天井裏や床下などに「炭八」を敷設することで、エアコンの消費電力を削減できることが明らかになった。これも、島根大学と共同研究を実施し、天井に「炭八」を敷設した部屋と敷設しない部屋とで比較実験を行い、「炭八」を敷設した部屋ではエアコンの消費電力が、夏場の冷房時には約24%削減でき、冬場の暖房時には約11%削減できることを確認した。

このように、製造技術の確立から、製品の性能評価、使用時の効果の評価など多岐にわたって、また、10年以上の長期にわたって継続的に共同研究が続けられている。

大学の役割は、初期には企業に不足した木炭の製造技術の提供であったが、その後は製品の性能や使用時の効果など専門知識を活かした評価・解析に移っている。大学で評価・解析を行って明らかになった研究成果は、学会などで発表され教員の業績につながると共に、企業には研究成果が新聞記事やテレビニュースなど広く報道されることで製品の宣伝につながる効果が得られるようである。

地方では、地元中小企業と大学との間で企業の自社製品の開発ステージにおける産学連携が期待されている。その中で、技術的な課題解決に大学の専門知識や研究成果が結びつくこともあるが、それにもまして大学での評価・解析が大きな役割を果たしていることが分かりつつある。単に評価・解析を行っているだけでなく、評価結果を企業と議論する中で、製品や技術の改良、あるいは、新たな製品のヒントが得られる効果が大きいと推測される。地方における産学連携が効果的に機能する一つのパターンと考えられる。

出雲土建(株)では、現在も島根大学との共同研究が行われており、次にどのような展開が待っているのか楽しみである。

（きたむら・としひろ／正会員 島根県）

## ■ 大学的財産戦略の知ったかぶりミニ知識

足立 和成 (山形大学)

### 職務著作の著作権者は誰？ (11)

職務発明に関する特許法 35 条の規定では、従業員の職務発明について企業が自動的に得られるのは、その発明に関して権利化された特許の通常実施権だけですが、「契約、勤務規則その他の定めにより」その特許を受ける権利を予めその企業に帰属させるようにできることは、この「知ったかぶり」の第 5 講でお話ししましたね。実用新案権や意匠権についてもこの規定は準用されます。では、職務上生み出される著作物に関しては法律上どうなっているのでしょうか。

著作権法第 15 条は、そうした著作物（いわゆる「職務著作」です。）に関して、次のように定めています。つまり、コンピュータなどのプログラムを除く著作物の場合、①法人等の業務に従事する者が②その法人等の発意に基づいて③職務上作成し④その法人等の著作の名義の下に公表する、著作物の著作権は、その作成時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等となります。この①から④までの条件は強行規定と解されていますので、逆に言えば、それらの条件が満足されていないと、当該著作物の著作権をその法人等とすることはできないことになります。またコンピュータなどのプログラムの場合は、④の条件が満たされていなくても、その著作権はその法人等になります。著作権法における職務著作に関する規定は、特許法における職務発明に関する規定とは、かなり対照的なものになっているのが分かりますね。

特許法では、職務発明の発明者は、あくまでも本当にその発明をした当の従業員であり、企業は「契約、勤務規則その他の定めにより」予めその特許を受ける権利が得られるようにできるだけなのです。一方、著作権法では、「作成時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り」、その法人等が職務著作の著作権になってしまうのです。職務著作の著作権だけがその法人等に帰属するわけではないのです。従って、職務著作を実際に行った当の従業員は、そもそもその著作権ですらなくなります。当然のことながら、当該著作物に関する著作人権もその著作権である法人等に専属するのであって、当の従業員には認められません。

この「知ったかぶり」の第 9 講で、大学との共同研究契約において大学の研究者にその著作人権を行使させないよう定めようとする民間のシンクタンクなどがある、と話し

ました。これはおそらく、共同研究の成果物として生み出された著作物に関して、大学の研究者に氏名表示権や公表権、同一性保持権などの著作人権を主張されたら困る、という懸念を持ったためなのでしょう。しかし、契約当事者の一方である大学（法人）に所属する研究者がその職務として参画した共同研究の成果に関して、契約当事者である両方あるいは一方の法人がその名義で作成・公表する著作物は、誰が実際に作成しようと本来職務著作とすべきものであり、その著作権は当該法人です。ですから、そんな規定を共同研究契約に入れる必要などないはずですよ。また、共同研究の成果として秘匿すべき知見などが出来たのであれば、それはよろしく共同研究契約上の守秘義務によって守るべきものでしょう。

### プログラム著作権の特殊性 (12)

コンピュータなどのプログラムの著作権は、他の著作物とは異なる特殊な性質をもっています。今回はこの特殊な著作物について考えてみましょう。一般に著作物が公開される際、そこにその著作者の氏名もしくは名称が表示されていれば、当該著作物の著作権はそこに表示された著作者に帰属するものと看做されます（著作権法第 14 条）。「著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない」（著作権法第 17 条）のです。ただ、その著作権の移転または処分に関する制限、及びそれを目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅または処分の制限に関して第三者に対抗するためには、その著作物の著作権を著作権登録原簿に登録することが必要です（著作権法第 77 条）。著作権は、著作物を公開しなければ成立しませんから、通常、秘匿されている文書などについての著作権は主張できず、その登録もできません。著作者名や第一発行・公表年月日などについても同様です（著作権法第 75 条、76 条）。

しかしプログラムの場合、そのソースコードが公開されていなくても、その著作者に限って、プログラムの創作年月日の登録ができます（著作権法第 76 条の二）。この登録はプログラムが実際に創作されてから半年以内にしなければならないことになっていますが、その証明は求められません。さらに「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」で、プログラム登録原簿は、その全部又は一部を磁気テープ（もしくはそれに準じる媒体）をもつて調製することができることになっており、「何人も、プログラム登録原簿のうち磁気テ

ープをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。」とされています（同法律第2条第2項）。よろしいでしょうか、「事項を記載」した書類だけしか、第三者は見ることはできません。つまり登録によって、ソースコードを完全に秘匿したままそのプログラムの創作年月日を立証できるようになるのです。プログラム登録の際には、そのソースコードをA6版マイクロフィッシュに記録して登録機関（具体的には財団法人ソフトウェア情報センター、通称SOFTIC）に提出しますが、それは登録と同時に封印・保管されますので、裁判所からの提出命令でもなければ一切開示されません。また登録後は、たとえ申請者（著作者）本人から要請があっても、ソースコードの閲覧や返却は認められないのです。

前回、著作権法第15条の職務著作規定では、法人等の業務に従事する者がその法人等の発意に基づいて職務上作成したプログラムの著作者は、その法人等の名義でそのプログラムを公表しなくても、作成時に別段の定めがない限り、その法人等になっていることをお話ししました。つまり、企業は自身が開発したプログラムの著作者として、当該プログラムの創作年月日の登録を、そのソースコードを秘匿したまま行うことができるのです。これはプログラムの不正コピーや不正頒布に法的に対抗する際、強力な武器になり得ます。

またプログラムに関しては、著作者人格権の面でも他の著作物とは異なっています。インストールなど、その実際の使用のためにソースコードに加えられる改変に関しては、著作者は同一性保持権の主張ができないのです（著作権法第20条第2項第3号）。プログラムというものの実用的な性質から、そう定められているのですね。

~~~~~

### 「大学知的財産戦略の知ったかぶりミニ知識」訂正

ここで以前の「大学知的財産戦略の知ったかぶりミニ知識」の記述のうち、特許法の改正によって実情に合わなくなった箇所の訂正をさせていただきます。

「ミニ知識」の第8講には以下の記述がありました。  
特許法99条第1項は「通常実施権は、その登録をしたときは、その特許権若しくは専用実施権又はその特許権についての専用実施権をその後取得した者に対しても、その効力を生ずる。」と定めています。ということは、第三者に特許が譲渡されたりすると、その通常実施権が特許庁にある特許原簿に登

録されていない限り、通常実施権者にとってはやっかいなことになります。つまり、その特許の前の所有者によって許諾されていた通常実施権は、新しい所有者がそれを新たに認められていない限り、失われてしまうことになるのです

改正特許法99条は次のようになっています。

（通常実施権の対抗力）

第99条 通常実施権は、発生後にその特許権若しくは専用実施権又はその特許権についての専用実施権を取得した者に対しても、その効力を有する。

99条の第2項と第3項は削除されました。改正特許法では、特許原簿にその特許の通常実施権が登録されていなくても、新たに特許権者になった者に対して、通常実施権者は当該通常実施権を主張することができるようになったのです。ただ勿論そのためには、新たな特許権者による特許権取得時点で、当該通常実施権が存在していたことを証明する契約書等が必要です。

（あだち・かずなり／正会員 山形県）

## ■ 会告

### □ 研究会活動報告 □

#### ◆ リスクマネジメント研究会

足立 和成

リスクマネジメント研究会代表（山形大学教授）

去る8月24日（金）に第8回のリスクマネジメント研究会を、山形県米沢市の山形大学工学部百周年記念会館1階のセミナールームで開催しました。今回の話題提供者は日本医科大学の都甲史恵さんと、同大学における利益相反マネジメントの実際を報告して頂きながら、話題ごとに参加者全員による討論を逐次行っていきました。地方での開催だったこともあり、参加者は話題提供者を含めて11名しかいませんでしたが、活発な討論が行われました。

大学では医学系学部で利益相反マネジメント体制の整備が進んでいる状況ですが、参加者のうち医学系組織からの方は話題提供者を含めて2名しかいなかったこともあり、医学系の学部における利益相反マネジメントの困難さを、参加者の殆どが初めて認識しました。さらに、厚生労働省の科学研究費に関わる研究プロジェクトに関わっている研究者は、総合大学の場合必ずしも医学系学部にいるものとは限らず、その場合、他学部（特に理工系学部）においても同様なマネジメント体制の整備が不可欠であることを、参加者全員が再認識

することになりました。「そうした利益相反マネジメントは、医学部だけが関係するものと思っていた。」という声が参加者の一人から寄せられていたことから、かなり啓発的な内容の議論が行われたことがお分かり頂けると思います。

討論の具体的な内容は、本研究会の性質上明らかにはできませんが、話題提供者が勤務する学校法人日本医科大学にける、定期自己申告、公的研究費申請時及び臨床研究開始時の3種類の利益相反マネジメントの実態が、そこで用いられる具体的な書式等とともに参加者に開示され、かなり突っ込んだ実務的な話が行われたことは、申し上げておきたいと思えます。

研究会後、懇親会が米沢市郊外の白布温泉の西屋で研究会参加者の半数が参加して行われました。山懐深く古くからある温泉場に江戸時代に建てられた趣のある温泉宿で、参加者は研究会の疲れを癒しつつ、利益相反マネジメントをはじめとする産学連携に関する話や、その他のよもやま話で盛り上がっていました。



研究会の様子

(あだち・かずなり/正会員 山形県)

#### ◆ 学金連携システム研究会

小野 浩幸

学金連携システム研究会代表 (山形大学教授)

2012年度研究会活動の第一弾として第8回研究会を8月29日(水)に東京海洋大学越中島キャンパスを会場に開催しました。多摩信用金庫から電気通信大学に出向し産学官連携コーディネータとして活躍する中野英次氏を講師として、多摩地域における産学官金連携の実態を語っていただきました。

学金連携システム研究会では、2008年の発足以降、主に、①学金連携を实践する大学の事例とそのシステム、②背景となる国の施策とその動向、③金融機関側から見た学金連携、のいずれかをテーマとしています。第8回は、③のテーマとして近年マスコミ等にも多くでている多摩地域の活動を聴く

こととしました。実は、これまでも比較的初期に、山梨中央銀行や北洋銀行から熱心な活動実態を聴取してきました。ではなぜ、改めて多摩信用金庫の事例を対象としたのか。それは以下の二つの視点からです。一つは、学金連携といっても、銀行と協同組合組織である信用金庫では、連携に働くイニシアチブにある違いがあるということが明らかになってきたという点です。もう一つは、リレーションバンキング政策による半強制的な連携拡大の時期が過ぎ去り、近年になって、中小企業金融円滑化法や中小企業経営力強化支援法などの金融界の大きな環境変化から、自発的活動としての産学連携が広がっているという認識です。

今回の研究会では、全国でも珍しい「価値創造事業部」が平成18年の3金庫(八王子信用金庫、太平信用金庫、多摩中央信用金庫)合併を機に多摩信用金庫内に設置され、資金提供にとどまらない積極的な顧客(協同組合員)還元の一環として、大学との連携が進められているという実態が明らかにされました。

この多摩信用金庫の事例を含め、協同組合組織である信用金庫が介在する産学連携を素材に秋季シンポジウムが計画されています。産学連携に関与する皆さんにとって、ぜひ新たな地域型のオープンイノベーションシステムを考える機会としていただければ幸いです。



研究会の様子

(おの・ひろゆき/正会員 山形県)

#### □ ご案内 □

##### ◆ 平成24年度秋季シンポジウムを開催します

平成24年度秋季シンポジウム「産業振興へのあらたな挑戦～地域密着型金融のパラダイムシフト～」を開催します。グローバルレベルでの競争が厳しさを増すなか、産業界の一層のイノベーション力の強化が求められています。このため、産学連携や産産連携等による産業振興がますます重要となつ

ています。一方、中小企業金融円滑化法は、当初モラトリアム的な色彩であったが、二度の時限延長を経て、地域密着型金融のパラダイムシフトを起こしつつあります。すなわち、産学連携や産産連携等への金融機関の積極的な関与による新たなイノベーションモデルの構築の動きがあります。そこで、本シンポジウムでは、産学官金連携による積極的な企業支援事例を取り上げながら、新たなイノベーションモデル構築における金融機関が果たす意義について探っていきます。皆様のご参加をお待ちしております。

#### シンポジウム

- 日時 2012年12月4日(火) 14:00~17:15 (受付開始:13:00)
- 場所 野村證券株式会社大手町本社ビル20階大会議室
  - 住所 東京都千代田区大手町2-2-2  
アーバンネット大手町ビル
- 参加費 無料  
どなたでも参加できます。

#### 情報交換会

- 日時 2012年12月4日(火) 17:30~19:00
- 場所 野村證券株式会社大手町本社ビル14階カフェ
  - 住所 東京都千代田区大手町2-2-2  
アーバンネット大手町ビル
- 参加費 3,000円

#### 【プログラム】

総合司会： 本会理事 桑江 良昇 (㈱東芝/宇都宮大学客員教授)  
14:00-14:05 主催者挨拶：本会会長 伊藤 正実 (群馬大学教授)  
14:05-14:10 挨拶：野村證券株式会社企画部部長 大森 勝 氏  
14:10-14:15 趣旨説明：本会理事 小野 浩幸 (山形大学教授)  
14:15-14:45 基調講演：東京中小企業投資育成㈱ 代表取締役社長 荒井 寿光 氏  
『産学金連携への高まる期待』  
14:55-15:55 事例紹介：  
講演1：西武信用金庫 常勤理事・業務推進企画部長 高橋 一朗 氏  
講演2：有限会社ふじの 代表取締役 安藤 久士 氏  
講演3：多摩信用金庫 価値創造事業部 部長 長島 剛 氏  
講演4：システム・インストゥルメンツ㈱取締役社長 濱田 和幸 氏  
『産学連携を基に経営革新～日本が世界に先駆けて直面する超高齢化社会に対する技術とビジネスの一つの挑戦～』

15:55-16:05 <休憩>

#### 16:05-17:05 パネル討論：

- パネリスト：
  - ・高橋 一朗 氏 (前掲)
  - ・安藤 久士 氏 (前掲)
  - ・長島 剛 氏 (前掲)
  - ・濱田 和幸 氏 (前掲)
- コメンテータ：
  - ・荒井 寿光 氏 (前掲)
  - ・金融庁 (予定)
  - ・金融・経営コンサルタント/鹿児島銀行社外取締役 /山陰合同銀行社外取締役/アビームコンサルティング㈱顧問 多胡 秀人 氏
- モデレータ：
  - ・小野 浩幸 (前掲)

17:05-17:15 全体まとめ、  
閉会：本会理事 安田 耕平 (㈱キャンパスクリエイト代表取締役社長)

- 【主催】特定非営利活動法人 産学連携学会
- 【後援】野村證券㈱
- 【CPD上の位置づけ】本シンポジウムはCPD(継続的専門能力開発研修)単位認定の対象事業です。詳細は<http://www.j-sip.org/cpd.html>をご覧ください。
- ★最新の情報は、産学連携学会ウェブサイトにて、ご確認ください。

#### □ 諸 報 □

#### ◆平成24年度産学連携学会賞の表彰者が決まりました

6月14日(木)の総会にて、平成24年の学会賞(3賞)の表彰者を決定しました。また、今年には、産学連携学会10年という節目を迎え、新たに、産学連携学会の活動に対し、特に顕著な業績等を残し記録にとどめるべき者を対象に表彰を目的とした『特別賞』を設置しました。

- 功労賞(産学連携学会の活動に対し功労のあった個人・団体)  
桑江 良昇 (株) 東芝
- 業績賞(産学連携の先端的活動に対し業績を上げた個人・団体)  
該当なし
- 論文賞(本学会論文集に投稿した論文等が特に優秀であり、もって産学連携活動全般に貢献した個人・グループ)  
該当なし
- 特別賞(産学連携学会の活動に対し、特に顕著な業績等を残し記録にとどめるべき個人・団体)  
澤田 芳郎 (小樽商科大学)

#### ◆第11回西京信用金庫ビジネス交流会に出展しました

4月12日(木)にハイアットリージェンシー東京(東京都新宿区西新宿)を会場に開催された「第11回西京信用金庫ビジネス交流会」に出展しました。本交流会は、経営のヒントや、新たなビジネスパートナーを見いだす場となることを目的として開催されています。今回は『創造-変化への挑戦』を開催テーマに約150機関の出展がありました。学会活動の紹介や産学官連携支援に関する情報を提供しました。

#### ◆アグリビジネス創出フェア2012に出展しました

11月14日(水)から16日(金)に東京ビックサイト(東京都江東区有明)を会場に開催された、「アグリビジネス創出フェア2012」に出展しました。学会活動のご紹介や学会が発行している論文集「産学連携学」、年次大会の予稿集、産学連携の本格的な体系書、「産学連携学入門」について、来場者の方に直接手に取ってご覧いただきました。

また、11月15日（木）13：20～14：00 プレゼンルームC  
会場で、研究・技術プレゼンテーションに参加しました。産  
学連携学会の理念と活動内容、産学官連携による地域資源を  
活用した農山漁村の活性化や地域ブランド化に向けた実践事  
例等について、学会監事小川薫（岩手大学/准教授）より紹介  
しました。



「人」ゾーンに出展した産学連携学会ブース

#### ○参加費

- 一般（会員、非会員） 3,000円
- 学生 2,500円

★最新の情報は、産学連携学会 関西・中四国支部ウェブサイトにて、  
ご確認ください。

<http://www.sgrk.shimane-u.ac.jp/j-sip-B150/>

## ■ 支部・研究会より

### ◆ 関西・中四国支部研究・事例発表会を開催します

（関西・中四国支部）

産学連携学会関西・中四国支部では、「研究・事例発表会」  
を開催しています。地域内の会員の交流を深め、地域が共有  
する課題を解決し産学連携の促進に繋がるよう、当該エリア  
の方々の産学連携の事例や様々な研究について発表し、情報  
交換ができる場として、平成21年から年1回開催しています。

今年度は、平成24年12月7日（金）に岡山市で第4回研  
究・事例発表会を行います。本発表会は産学連携学会の会員  
だけでなく当該エリア（関西、中国、四国地方）で産学連携  
の活動に従事している方々を対象にしています。また、発表  
会終了後、情報交換会も開催します。皆様のご参加をお待ち  
しております。

#### 発表会

- 日時 2012年12月7日（金） 10:30-17:00（予定）
- 場所 トマト銀行岡山駅前ビル5階
- 住所 岡山市北区本町1-4
- 参加費
- 一般（会員、非会員） 1,000円
- 学生 500円

#### 情報交換会

- 日時 2012年12月7日（金） 17:30-19:00（予定）
- 場所 Dining Style ろく（予定）
- 住所 岡山市北区錦町3-101 天水ビル3F・4F
- 電話 086-224-6106

#### 編集後記

今回はトピックスとして6月に開催された第10回大会（高  
知大会）をご紹介しました。次回の大会は盛岡で開催される予  
定です。多くの皆様のご参加をお待ち申し上げております。

ご多忙にも関わらず原稿をお寄せ戴きました皆様には、心よ  
り感謝申し上げます。

編集担当一同会員の皆様へよりよい情報を発信できるよう  
邁進してまいります。ご意見・ご要望をお待ちしております。

（編集担当：北見工業大学 内島典子）

産学連携学会ではメールニュースを配信し、「イベントのお知らせや公募情報等、産学連携に関する情報をお伝えしています。会員の皆様への情報の配信をご希望の方は、[news@j-sip.org](mailto:news@j-sip.org)あるいは産学連携学会事務局（[j-sangaku@j-sip.org](mailto:j-sangaku@j-sip.org)）まで情報をお寄せください。

バックナンバー：[http://j-sip.org/mail\\_news.htm](http://j-sip.org/mail_news.htm)